

グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について  
法務省

1 はじめに

法務省としては、完全親子会社であっても、法人格が別である以上は、「他人性」の要件を欠くとして同条の構成要件に該当しないとするのは困難と考える。

他方、親子会社やグループ企業間で現実に行われていると考えられる法律事務の中には、そもそも、法第72条の「報酬を得る目的」や「法律事件」の構成要件との関係で同条に該当しないものがあると考えられるので、これらの点を中心に、同条についての一般的な解釈を説明する。

ただし、法第72条は罰則の構成要件の規定であり、その解釈・適用は捜査機関、最終的には裁判所の判断にゆだねられるものであるから、法務省の見解を示しても、それは、捜査機関や裁判所の解釈を拘束するものではないことを留保する。

2 報酬を得る目的

法第72条本文の「報酬を得る目的」にいう「報酬」には、現金に限らず、物品や供応を受けることも含まれ、額の多寡は問わず、第三者から受け取る場合も含まれる。

他方、実質的に無償委任といえる場合であれば、特別に要した実費を受領しても、報酬とは言えないと思われる。この「実費」にはコピー代等が含まれ得るが、人件費のように、当該事務のため特別に費やされたと言えないものは、報酬と評価されることが多いと考えられる。

3 法律事件

法第72条本文の「その他一般の法律事件」については、いわゆる「事件性不要説」と、「事件性必要説」とが対立しているが、事件性必要説が相当と考える。

また、いわゆる企業法務において取り扱われる法律事務の「事件性」の有無については、次のように考えられる。

契約関係事務 紛争が生じてからの和解契約の締結等は別として、通常の業務に伴う契約の締結に向けての通常の話し合いや法的問題点の検討は「事件性」なし

法律相談 具体的な紛争を背景にしたものであれば「事件性」ありの場合が多い

株式・社債関係事務 新株発行に際して行うものは一般的には「事件性」なし

株主総会関係事務 株主総会の開催について商法等の関係法規との適合性を確保するためのものは一般的に「事件性」なし

訴訟等管理関係事務 一般的に「事件性」あり

以上